

◆酒類の地理的表示（GI）について

GI（Geographical Indication）とは、国税庁が定める、酒類の確立した品質や社会的評価がその酒類の産地と本質的なつながりがある場合において、その産地名を独占的に名乗ることができる制度のことです。GIの指定を受けることにより、「地域ブランド」としての価値向上や輸出拡大が期待できます。

これまでの清酒でのGI指定は、白山（石川県白山市）、山形（山形県）、灘五郷（兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市及び西宮市）、はりま（兵庫県姫路市外21市町）です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください
(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chiri/ichiran.htm>)。